# 大分市廃棄物処理施設使用料の改定について

資料編

平成25年8月環境部清掃施設課

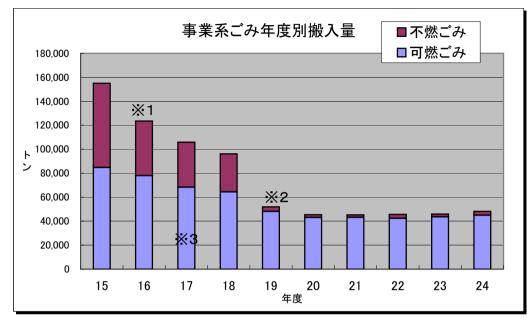
【資料1】ごみ処分原価、ごみ処分量及びごみ処分原価に対する使用料の割合の推移

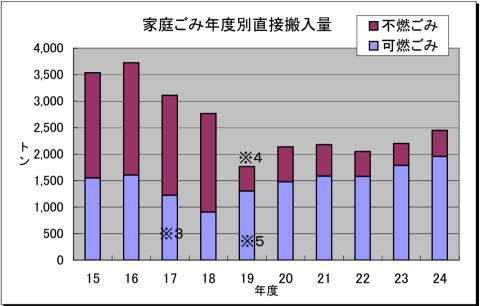
		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
ごみ処分原価(単位:円/1トン)		14, 980	15, 896 20, 6		17, 750	18, 391	20, 900	21, 671
ごみ処分量(単位:トン)		290, 024	310, 902	283, 780	278, 022	291, 674	262, 640	242, 022
ごみ処分原価に対する使用料の 割合	家庭ごみ	平成15年度までの使用料は、可燃ごみと不燃ごみで別料金であり				16.75%	16.15%	
(単位:%)							38.28%	36.92%
ごみ収集原価(単位:円	21,978	21,163	21,377	21,839	20,834	19,960	21,766	
ごみ処理原価(ごみ処分原価 - (単位:円/1トン	36,958	37,059	42,025	39,589	39,225	40,860	43,437	

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ごみ処分原価(単位:円/1トン)		22, 172	29, 626	27, 834	25, 706	22, 446	18, 798	18, 518
ごみ処分量(単位:トン)		230, 704	170, 135	171, 961	170, 975	169, 997	173, 327	180, 591
ごみ処分原価に対する使用料の 割合	家庭ごみ	15.79%	11.81%	12.57%	13.62%	15.59%	18.62%	18.90%
(単位:%)	事業系ごみ	36.08%	27.00%	28.74%	31.12%	35.64%	42.56%	43.20%
ごみ収集原価(単位:円/1トン)		21,349	29,493	27,562	25,660	25,178	23,452	21,766
ごみ処理原価(ごみ処分原価+ごみ収集原価) (単位:円/1トン)		43,521	59,119	55,396	51,366	47,624	42,250	40,284

※平成24年度のごみ処分原価及びごみ収集原価は、決算見込額を基に算定した。

#### 【資料2】直接搬入ごみ量





		単	1	立	:	h	
--	--	---	---	---	---	---	--

							単位・アフ
年度		事業系			合計		
十及	可燃ごみ	不燃ごみ	合計	可燃ごみ	不燃ごみ	合計	
15	84,857	70,136	154,993	1,550	1,987	3,537	158,530
16	78,012	45,542	123,554	1,605	2,121	3,726	127,280
17	68,379	37,487	105,866	1,226	1,885	3,111	108,977
18	64,458	31,700	96,158	908	1,858	2,766	98,924
19	48,149	3,754	51,903	1,304	462	1,766	53,669
20	43,083	2,285	45,368	1,479	659	2,138	47,506
21	43,253	2,034	45,287	1,585	594	2,179	47,466
22	42,507	3,222	45,729	1,578	472	2,050	47,779
23	43,665	2,294	45,959	1,787	413	2,200	48,159
24	44,986	3,249	48,235	1,957	491	2,448	50,683

※1. 平成16年度に事業系ごみ施設使用料改定。

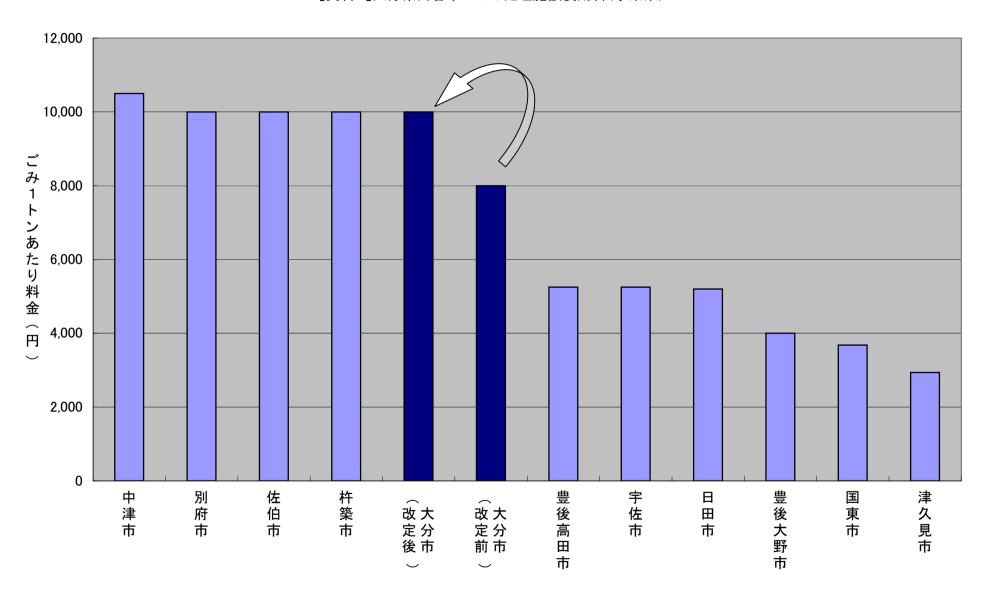
- ※2. 平成19年度からあわせ産廃の受入れを廃止。
- ※3. 平成17年8月からリサイクル可能な紙類の清掃工場への持込を禁止した。 ※4. 平成19年度からリサイクルプラザの供用開始による12分別の開始。
- ※5. 平成19年度からプラスチック製容器包装を除くプラスチック製品を可燃ごみとした。

#### 【資料3】他都市の使用料(自己搬入分)の状況 「県内市・九州県庁所在市・中核市]

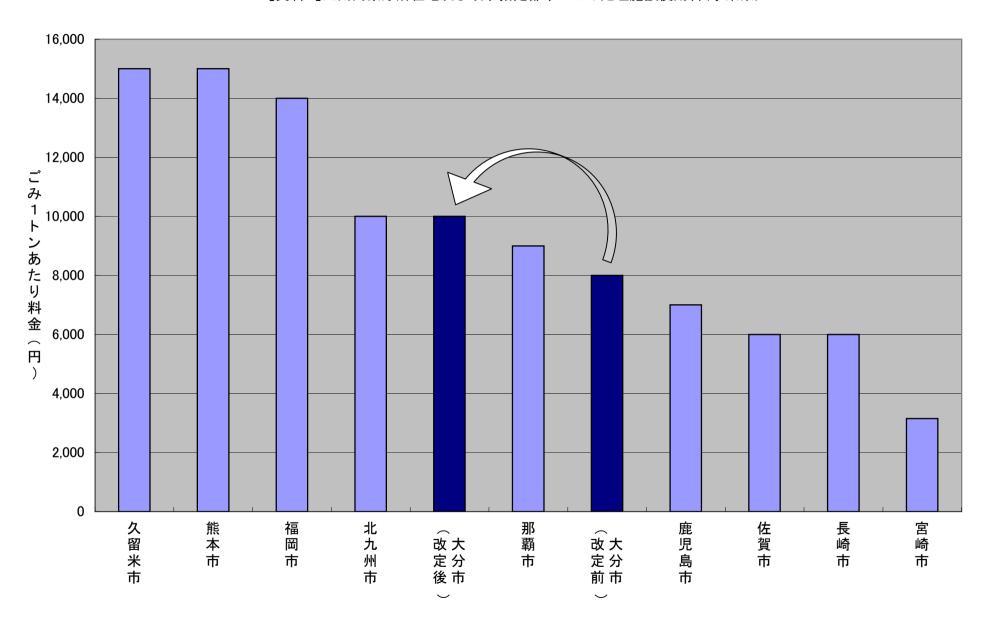
平成25年4月現在 (単付:円) 家庭ごみ 事業系ごみ 事業系ごみ 家庭ごみ 100kg 使用料 1t 使用料 100kg 使用料 1t 使用料 \* 別府市 豊中市 10.000 29 870 8,700 450 中津市 尼崎市 2 630 10.500 30 860 10.300 \* 日田市 800 5.200 31 〇 姫路市 1.000 10.000 32 🔿 \* 佐伯市 100 10.000 東大阪市 900 9.000 県 5 \*津久見市 2.940 高槻市 110 33 400 8.000 内 6 \* 豊後高田市 210 5.250 34 大津市 262 15.750 市 7 \* 杵築市 450 35 豊田市 600 10.000 10.000 岡崎市 8 \* 宇佐市 210 5.250 36 10.000 豊橋市 \* 国東市 530 3.680 37 10.000 0 10 \* 豊後大野市 200 4.000 38 O 岐阜市 0 11 〇 \* 福岡市 1.400 14.000 39 〇 \* 長野市 1.300 13.000 中力. 12 〇 \* 北九州市 40 O 金沢市 核州 1.000 10.000 840 8.400 市内 41 O 13 \* 久留米市 500 15.000 富山市 1.800 18.000 及政 14 \* 佐賀市 42 O 横須賀市 400 6.000 1.500 15.000 核 び令 15 〇 \* 長崎市 柏市 600 6,000 43 O 1.890 18,900 県指 船橋市 16 〇 \* 熊本市 1.500 15.000 44 0 21.000 庁定 \* 宮崎市 210 3.150 川越市 500 17.000 所都 17 45 在市 18 鹿児島市 7.000 46 高崎市 15.750 0 地、 \* 那覇市 前橋市 19 47 210 9.000 0 18.000 高知市 宇都宮市 20 O 1.200 12.000 48 21.600 0 21 〇 松山市 1.500 15,000 49 いわき市 100 10.000 22 〇 \* 高松市 郡山市 525 1.550 15.500 50 10.500 51 〇 秋田市 23 〇 \* 下関市 500 5.000 1.120 11,200 中 核 盛岡市 24 O 福山市 1.500 15.000 52 10.000 倉敷市 13.000 青森市 25 53 10,000 \* 旭川市 和歌山市 指定袋での持込 26 0 10.000 54 7.500 奈良市 55 \* 函館市 3,360 27 10.000 252 28 西宮市 56 350 600 9.000 大分市(現行) 8.000 平均(無料、品目ごとを除く) 768 10.675

<sup>※</sup>〇は家庭と事業系の区別をせずに同額の使用料を徴収している市、\*は家庭ごみ有料化を実施している市。

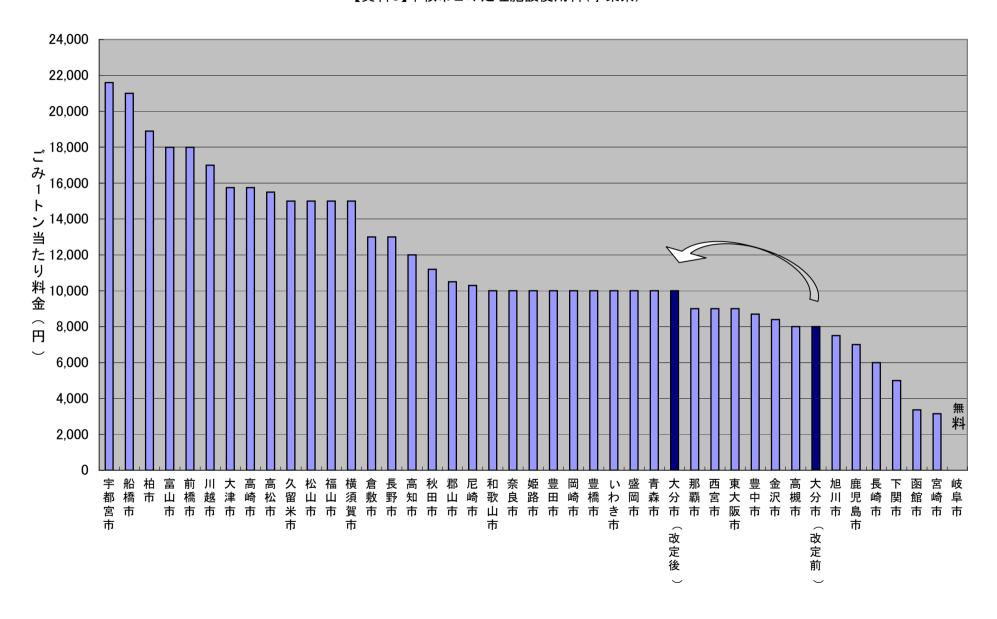
<sup>※</sup>家庭ごみ、事業系ごみとも焼却施設の使用料としている。



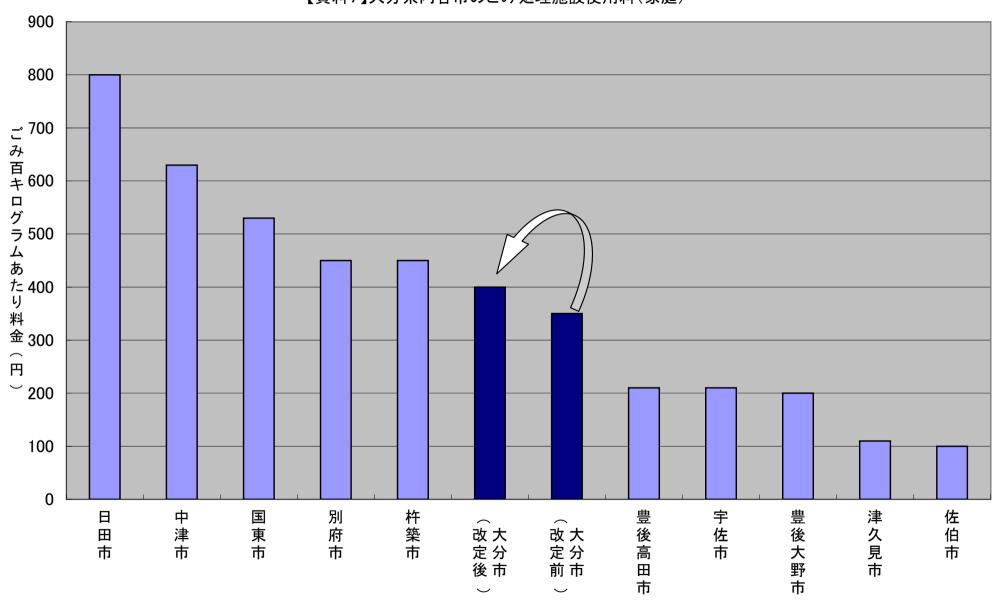
## 【資料5】九州内県庁所在地及び政令指定都市のごみ処理施設使用料(事業系)

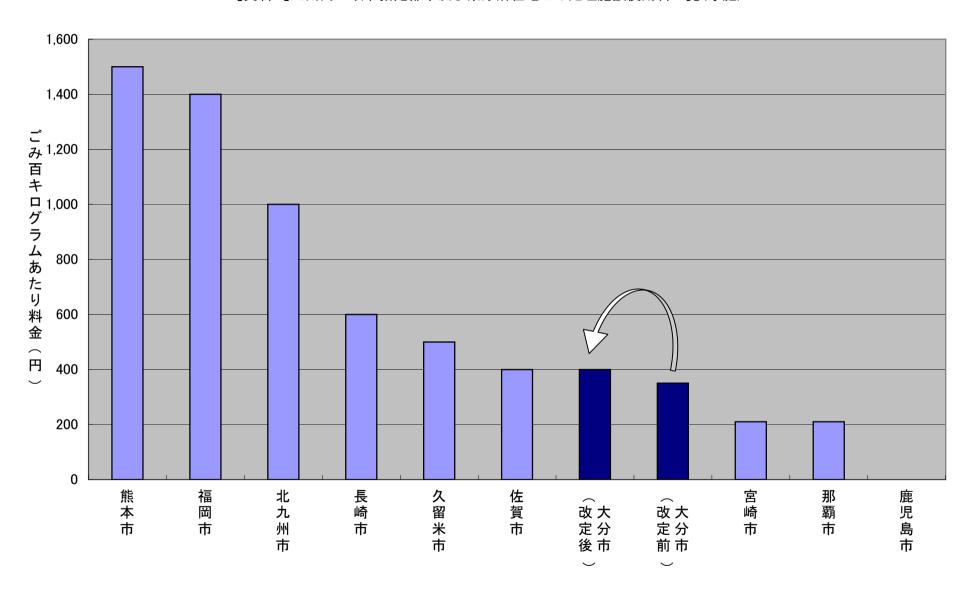


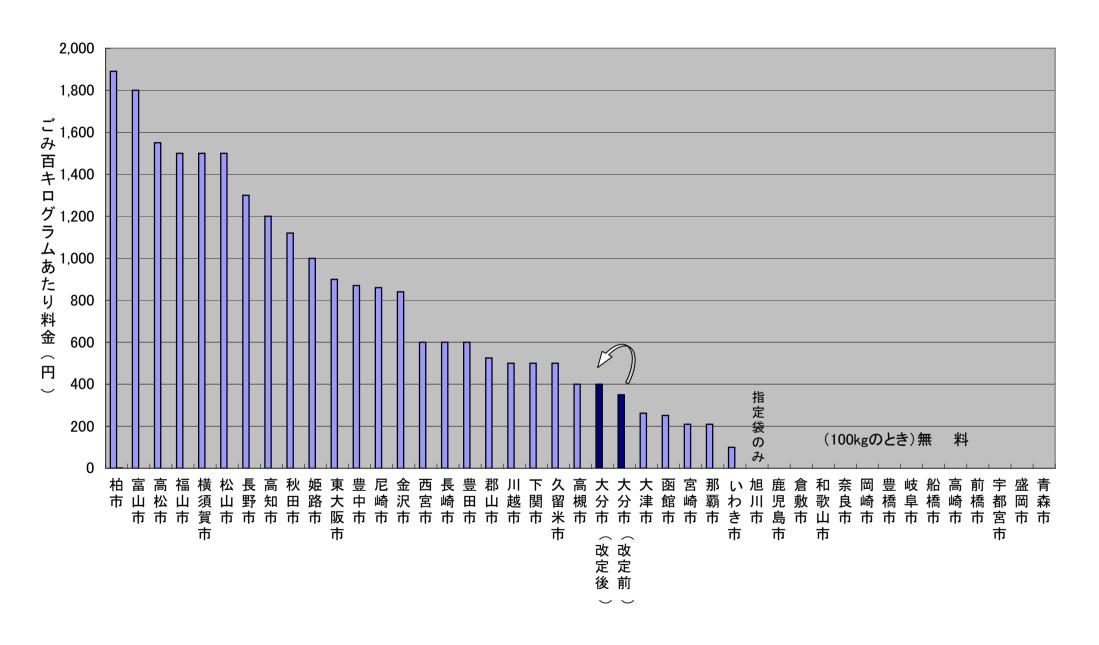
## 【資料6】中核市ごみ処理施設使用料(事業系)



【資料7】大分県内各市のごみ処理施設使用料(家庭)







# 【資料10】使用料改定による財政効果予測

	使用料収入	家庭	ごみ	事業系	改定後料金で試算	
年度	14 AM III 13 AT	24年度搬入量実績 (kg)	改定後料金で試算した収入額(円)①	24年度搬入量実績 (kg)	改定後料金で試算 した収入額(円)②	した収入合計額 (円) ①+②
平成24年度	423,542,610	2,006,950	8,027,800	51,477,880	514,778,800	522,806,600

	家庭	ごみ	事業系	改定後料金で試算	
使用料改定による搬入量 (平成24年度比)	搬入量(kg)	改定後料金で試算 した収入額(円)(a)	搬入量(kg)	改定後料金で試算 した収入額(円)(b)	した収入合計額 (円)(a)+(b)
97%	1,946,742	7,786,966	49,933,544	499,335,436	507,122,402
95%	1,906,603	7,626,410	48,903,986	489,039,860	496,666,270
92%	1,846,394	7,385,576	47,359,650	473,596,496	480,982,072
90%	1,806,255	7,225,020	46,330,092	463,300,920	470,525,940

## 【資料11】民間の事業系一般廃棄物処理施設料金一覧

処理業者	1トンあたり料金(円)									
(大分市内)	木くず	竹	草	動植物性残さ						
A社	10,000									
B社	12,000									
C社	8,000									
D社	12,000									
E社	12,000									
F社	12,000	20,000								
G社	15,000~20,000									
H社	10,000		10,000							
I社				9,000						
J社				8,000~30,000						
K社			·	その都度決定						

## 【資料12】他都市の犬、猫等の死体の受入状況

[県内市、九州内県庁所在市・中核市・政令指定都市、平成25年7月現在]

		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		犬、猫等の死	,体	,				犬、猫等の死体
			専用施設	一体の仮	使用料(円)				専用施設	一体の使用料(円)
	1	別府市	×		0 (ごみと同額)		11	福岡市	×	ごみと同額
	2	中津市	×		420	九	12	北九州市	×	400 (但し、ペットは動物愛護センターに 専用施設有)
	3	日田市	0		1,900	州	13	久留米市	×	0 (ペットはごみ焼却炉で処理せずに 民間に処理を委託している。)
	4	佐伯市	×	ごみと同額		令指定	14	佐賀市	×	400 (家庭ごみ持込の最低料金と同額)
県内	5	津久見市	0		2,100	却	15	長崎市	×	収集のみ(直接搬入なし)
内市	6	豊後高田市	×		530	フド	16	熊本市	×	ごみと同額
	7	杵築市	×		0 (ごみと同額)	所 在	17	宮崎市	0	2,625~
	8	宇佐市	×	ごみと同額		地	18	鹿児島市	×	ごみと同額
	9	国東市	×	ごみと同額			19	那覇市	×	ごみと同額
	10	豊後大野市	0		500					

<sup>※</sup>専用施設が〇とは、ごみ焼却炉とは別に犬、猫等専用焼却炉があることをいう。

## 【資料13】大分市廃棄物処理施設使用料の推移

		昭和47年4月1日	1施行	昭和51年4月1日	l施行		昭和55年4月	1日施行	昭和61年9月1日施行	
使用料徴収( 対象	တ	事業系ごみ		事業系ごみ			事業系ごみ、	家庭ごみ	事業系ごみ、家庭ごみ	
可燃ごみ		(業)     () <	1 回 1, 500 円 1 回 1, 000 円 1 回 500 円 1 回 80 円 1 回 50 円 1 回 30 円	100kg 100円 100kgを超えるときは、そ ごと (20kg未満は20kgと 円を加算	_	10 ご	_	_	1 ar = 1 to 1	
		犬、猫の死体 一体	につき 20円	犬、猫の死体 一体につき 100円			、猫の死体 一位	本につき 300円	改定なし	
							1, 000kg 未満	500円		
		産 貨物自動車 4 り積以上 業廃 "2 り積以上	+	最大積載量 2,000 k g 未満	400 円		1, 000kg 以上 2, 000kg 未満	1,000円		
		廃 " 2 5 積以上 棄 2 5 積以上 物 " 2 5 積未満	1回 400円	"		800円	2, 000kg 以上 4, 000kg 未満	2,000円	500kg 250円	
不燃ごみ		— 2 万1克八·/imj	1 2 200   1	2,000 k g 以上 4,000 k g 未満	800円		4, 000kg 以上 6, 000kg 未満	3, 500 円	500kgを超えるときは、その超える20kg ごと (20kg未満は20kgとみなす) に20	
		般 廃 棄 物	無料	// 4,000 k g以上	1, 200 円		6, 000kg 以上 8, 000kg 未満	5,000円	円を加算	
		初					8,000kg 以上 10,000kg 未満	6, 500 円		
							10, 000kg 以上	8,000円		
主な改正点	į			・可燃物について単位を車輌の積載量から計量機による従量制に切替えた。 ・産業廃棄物と一般廃棄物の料金体系を同じにした。 ・可燃物・不燃物の料金を100%引き上げた。		・一般家庭から生じた一時的多量 廃棄物を有料にした。 ・可燃物の料金を100%引き上げ、不 物については、一部適用区分の変		:。 %引き上げ、不燃 ß適用区分の変更	不燃物について単位を車輌の積載量から計量機による従量制に切替えた	
	J燃 ごみ	500円		1,000円		2,000円			2,000円	
りの使用料で	「燃ごみ	200円		400円			1, 00	0円	7 5 0 円	

	平成4年4月1日施行	平成6年4月1日施行	平成9年4月1日施行	平成16年4月1日施行		
使用料徴収の 対象	事業系ごみ、家庭ごみ	事業系ごみ、家庭ごみ	事業系ごみ、家庭ごみ	事業系ごみ、家庭ごみ		
可燃ごみ		100kg 350円 100kgを超えるときは、その超える20kg ごと(20kg未満は20kgとみなす)に70 円を加算	N7 72 7 1	事業活動に伴い 生じた一般廃棄 物及び産業廃棄 物 (事業系ごみ) (事業系ごみ) (100kg を超えるとき は、その超える20kg ごと(20kg未満は20kg とみなす)に160円を 加算		
	犬、猫の死体 一体につき 300円	犬、猫の死体 一体につき 500円	犬、猫の死体 一体につき 510円	1 126		
不燃ごみ		100kg 200円 100kgを超えるときは、その超える20kg ごと(20kg未満は20kgとみなす)に40 円を加算		で み 共 通 一般家庭から生 じた多量の廃棄 物 (家庭ごみ) 100kg 350円 100kg を超えるとき は、その超える20kg ごと(20kg未満は20kg とみなす)に70円を加 算		
主な改正点	・消費税分(3%)を転嫁	・可燃ごみを約70%、不燃ごみを約250% 引き上げた。	・消費税分(5%)を転嫁	・可燃ごみと不燃ごみの料金を同額とし、事業系ごみと家庭ごみで料金を区分した。 ・事業系ごみの可燃ごみ料金を約2.3倍、不燃ごみ料金を約4倍値上げした。 ・家庭ごみは不燃ごみを可燃ごみの料金にあわせた。		
可燃 1トン当た ごみ	2,050円	3,500円	3, 500円	事業系ごみ 8,000円		
りの使用料 不燃ごみ	7 9 0 円	2,000円	2,000円	家庭ごみ 3,500円		